

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定懇話会 用語・解説集

この用語・解説集は、『習志野市立保育所私立化ガイドライン改定懇話会』で扱う「用語」の中で、一般的に馴染みの薄い用語や、共通の認識をもちたい内容について解説を加えまとめたものです。

この用語集では、検討をする際にある程度の共通イメージを持つための参考にさせていただきたいと考え、正式な語源や定義をよりわかりやすい言葉や解説で表しました。そのため、正式な語源や文言と異なる部分がありますこと、ご承知おきいただき、ご活用いただければと思います。

※関連項目については、ガイドラインの項目を記載してあります。

	用語・Q&A	意味・定義・解説等 (概略)	関連項目
1	習志野市立保育所 私立化ガイドライン	習志野市立保育所を私立化する際、私立化の方式及びその実施方法において基本となる工程や留意点等の必要事項を定めたもの。 私立化の基本指針となる。	1 目的・趣旨
2	習志野市立保育所 私立化ガイドライン 改定懇話会	現在進行中の懇話会。第3期計画において保育所の私立化を行うための基本指針となるガイドラインを改定（第2期計画時のものを改定）するために、様々な立場の委員（有識者・現場の保育者・当該施設の保護者等）が市に対し助言・意見する機関。	1 目的・趣旨
3	習志野市こども園 整備と既存市立幼稚園 保育所の再編計画 1期計画 平成22年度～25年度	市立・私立が互いの役割を分担しながら連携を図り、市全体の保育の質の向上（定員拡大・施設整備等）とサービスの拡大を図ることを目指したこども園化、私立化、市立施設の再編計画。 ・ 保育所私立化…若松保→若松すずみ保育園 袖ヶ浦第二保→明德そでの保育園 ・ こども園整備…杉の子幼→杉の子こども園 袖ヶ浦西幼・袖ヶ浦東幼・袖ヶ浦保→袖ヶ浦こども園	1 目的・趣旨
4	習志野市こども園 整備と既存市立幼稚園 保育所の再編計画 2期計画 平成26年度～令和元年度	1期計画の理念を継承しながら、さらに待機児童対策の強力な推進、老朽化施設への速やかな対応を重要な観点とし計画。 ・ 保育所私立化…菊田保→谷津みのり保育園 本大久保保→C00本大久保保育園 ・ こども園整備…大久保保・新栄幼→大久保こども園 香澄幼・秋津幼→新習志野こども園	1 目的・趣旨
5	習志野市こども園 整備と既存市立幼稚園 保育所の再編計画 3期計画 令和2年度～令和7年度	現在進行中の最も新しい計画。この計画により7つのこども園化が完成。 ・ 保育所私立化…大久保第二保・菊田第二保・藤崎保→各私立保育園へ移管 ・ こども園整備…向山幼→（仮）向山こども園 藤崎幼→（仮）藤崎こども園 ・ 幼稚園の統合…1学年10人以下となった場合、近隣こども園等との統合を検討	1 目的・趣旨
6	子どもの最善の利益	本来の意味は、子どもの福祉に関する諸問題の判断にも使われる国際人権条約の一つである「児童の権利に関する条約」の中でうたわれている用語。 わかりやすい言葉で表すならば、『保護者を含む大人の都合や利益重視ではなく、子どもにとってどうしたら一番よいのか』を最優先にしていこうという考え方。	2 基本
7	私立化整備の手法① 既存施設利用型	保育所運営と既存施設を併せて移管する私立化の方式（土地を貸与、建物譲渡） （施設をそのまま使用するので、子どもにとっては急激な変化は少ない。しかし、喫緊の老朽化対策とはならない） ・ 若松保→若松すずみ保育園 ・ 実花幼→プレーメン実花こども園 ・ 袖ヶ浦第二保→明德そでの保育園 ・ つくし幼→つくしみのりこども園	3 方式
8	私立化整備の手法① 民間施設整備型	近隣の市所有地などで民間により施設を整備・運営する私立化の方式 （建て替えを前提とするので老朽化対策となる。民間の施設整備には、国や県の補助金が活用でき市の財源の負担が少なく法人の柔軟な発想でより良い施設整備が可能。新規施設となるので、慣れるまでは使い方など戸惑う可能性もある） ・ 菊田保→谷津みのり保育園 ・ 本大久保保→C00本大久保保育園	3 方式

	用語・Q&A	意味・定義・解説等 (概略)	関連項目
9	一般競争入札	不特定多数企業から最も有利な条件（価格）を提示した企業を契約の相手とする契約方式。 わかりやすく言えば、『 価格で選ぶ方式 』	3 方式
10	プロポーザル方式	公募、または指名により複数の受託希望者からその目的に合致した企画を提案してもらいその中から企画・提案能力のある者を選ぶ方法。 わかりやすく言えば、『 目的にそった総合的な提案の内容で選ぶ方式 』	3 方式
11	習志野市就学前保育一元カリキュラム	習志野市の全ての就学前の子どもたちが健全に成長できることを最大の目的とし、本市が目指す子ども像を実現するための方向性や基本的視点、年齢に応じたカリキュラム等を示したもの。こども園・保育所・幼稚園の枠を超えた市の共通の指針としている。これを基本に、地域や施設の実情に応じて各施設が教育または保育計画を立案している。	3 方式
12	公募	広く、一般から募集すること	3 方式
13	移管先法人選考委員会	私立化する法人を選定するにあたり、公募する際の募集要項や選考基準を決めたり、判断基準にそって実際に審査し、1施設を選考する機関。その結果を委員会として市長にあげ、法人の最終決定を市長が行い、移管先が決定する。メンバーには市幹部職員の他、当該施設長、本ガイドライン改定懇話会座長、民生委員による推薦枠等がある。	3 方式
14	選考と選定の違い	選考…複数の中から優れたものを特に注意して選ぶ行為 (選考委員会で公募された複数法人を審査し、一つに決める) 選定…複数から条件に合うものを選ぶ行為 (選考委員会での選考結果に基づき、市長が移管先法人を決定する)	3 方式
15	開園準備	法人が当該保育所から助言を受けながら開園するために必要な物（施設・備品・遊具・書類等を整え使える状態にする）人（職員の配置や役割を整え、実際保育できる体制を整える）運営管理全般（運営方針・保育内容・危機管理対応策などの体制を整える）等を整えていく行為。職務によって内容も異なる。	3 方式
16	共同保育	私立化後安定した保育運営と子どもや保護者との信頼関係を築くことを目的とし、法人の職員が、当該市立保育所にて市職員と共に保育をしながら保育の仕方や子どもの育ち等を引き継ぐ行為。保育士の他、栄養士、看護師等も行う。市が法人に業務委託し、共同保育に従事した職員の賃金は市が法人に支払う。	3 方式
17	引継ぎ保育	私立化後の安定した保育運営と子どもや保護者との信頼関係を築くことを目的とし、私立化した市立施設の職員が市職員として私立園に一定の期間勤務し、様々な調整や引き継ぎを行う。指導・助言もできる立場の主任保育士相当職が担当している。	3 方式
18	移管先法人① 社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法にもとづいて設立されている法人。社会福祉事業としてふさわしい事業を確実、効果的且つ公益性の高い非営利法人。	5 移管先
19	移管先法人② 学校法人	私立学校の設置・運営を目的として設立される非営利法人。私立学校法で定められている。各学校が創意工夫をもってより良い教育を行える「自主性」とそのような教育を通してこそ可能な「公共性」を兼ね備えている。	5 移管先
20	移管先法人③ 株式会社	事業を行うための必要資金を投資家（株主）から集めて事業を展開し、利益を得る会社。利益を得るため、優秀な社員（保育士）を得るために、様々な利用者へのサービスや社員教育、福利厚生の実施など、企業努力も期待される。	5 移管先
21	有償貸与	定めた金額を支払ってもらった上で一定の期間貸し与えること	7 財産
22	有償譲渡	定めた金額を支払ってもらった上で譲り渡すこと	7 財産

	用語・Q&A	意味・定義・解説等 (概略)	関連項目
23	国の定める最低基準	全国の保育所等児童福祉施設のサービス水準の最低限度を平準化するために設備・人員配置・運営に関する内容と基準を定めた規定。これを下回っては行けないが、上回ることは、より手厚い対応となるため、望ましいとされている。	8 条件・前文
24	県の定める基準	国の規定を受け、県として定めた条例他、各取り決めに記載した基準や要綱等 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」 「保育所設置認可等に関する要綱」「保育所設置認可に関する審査基準」等	8 条件・前文
25	本市の基準	国・県の基準や規定を受け、習志野市として定めた基準 「習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準」	8 - 1 条件・保育
26	保育所保育指針	保育所における保育とは何か、大切にすべきことは何かなど、基本的な考え方や保育のねらい、具体的な保育内容などを厚生労働省が示した指針。10年に1度改定される。	8 - 1 条件・保育
27	保育短時間認定	子ども・子育て支援新制度において区分された2号・3号認定の内、保育を必要とする事由や保護者の状況に応じた区分として、 8:30~16:30を原則とする8時間利用者 。パートタイムでの就労を想定している。	8 - 1 条件・保育
28	保育標準時間認定	子ども・子育て支援新制度において区分された2号・3号認定の内、保育を必要とする事由や保護者の状況に応じた区分として、 7:00~18:00を原則とする11時間利用者 。フルタイムでの就労を想定している。	8 - 1 条件・保育
29	日本人の食事摂取基準	健康な個人及び集団を対象として、国民の健康の保持、増進、生活習慣病の予防のために参照するエネルギー及び栄養素の摂取量の基準を示すもの。保育所の給食はこの基準を基に年齢や体格に応じた給食を提供している。	8 - 2 条件・給食
30	アレルギー対応食	食物アレルギーに対応する給食 同じ種類で成分を変えたものを提供する代替え食（小麦粉パン→米粉パン 牛乳→豆乳）やアレルギー食材を取り除いたもので調理する除去食等様々な方法がある。習志野市では医師の診断書のもと、栄養士・看護師が個々の相談に応じて対応している。	8 - 2 条件・給食
31	保育所職員配置基準① 国・県の基準	0歳…3:1 1歳…6:1 2歳…6:1 3歳…20:1 4歳…30:1 5歳…30:1	8 - 3 条件・ 配置基準
32	保育所職員配置基準② 習志野市立 保育所の基準	0歳…3:1 1歳…5:1 2歳…6:1 3歳…15:1 4歳…30:1 5歳…30:1 ※習志野市は、国・県よりも手厚い職員配置基準としている。	8 - 3 条件・ 配置基準
33	保育士資格と 幼稚園教諭免許	保育士資格…保育の専門的知識と技術を持ち、子どもへの保育、保護者への育児指導を行う職としての国家資格（0歳～就学前の子を対象） 幼稚園教諭免許…学校教育としての専門知識と技術を持ち、在園する子どもの教育を行う学校教育法で定められた職（3歳～就学前の子を対象）その職に就くための免許（10年に一度免許更新が必要）	8 - 3 条件・ 職員資格
34	児童福祉事業 児童福祉施設	社会福祉法で定める第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業のうち、児童福祉法に規定する事業を示す。 第1種…乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・障害児入所施設等 第2種…障害児通所支援事業・放課後児童健全育成事業・一時預かり事業・ 保育所・小規模保育事業・乳児家庭全戸訪問事業等	8 - 3 条件・ 職員資格
35	認可保育所に準ずる 集团的保育を実施する保 育施設	小規模保育事業所や民間保育施設	8 - 3 条件・ 職員資格
36	園庭開放	保育所の庭を近隣の乳幼児親子に開放し（時間や頻度は施設によって異なる）遊ぶことができる場の提供。地域親子の交流や育児相談の場としても利用できる。	8 - 4 条件・ 地域連携

	用語・Q&A	意味・定義・解説等 (概略)	関連項目
37	苦情処理体制とは①	苦情への適切な対応により円滑・円満な解決の促進や事業者の信頼や適正性の確保を図ることを目的とした体制（社会福祉法82条で定められている）	8-5 条件・ 苦情体制
38	苦情処理体制② 苦情解決責任者	施設側の責任者として、苦情申し出者と解決に向けて交渉したり、苦情の内容に対して解決に至るまでの責任をもつ役割。施設長が担当する。	8-5 条件・ 苦情体制
39	苦情処理体制③ 苦情受付責任者	苦情を受け付け、内容を記録し、責任者に報告したり、話し合いの場を調整したりする。保育所では主任保育士が担当する場合が多い。	8-5 条件・ 苦情体制
40	苦情処理体制④ 第三者委員の設置	施設利用者の立場や状況に配慮し、適切な対応を推進するために、苦情責任者と苦情申し出者との話し合いに立ち会ったり、客観性をもって助言したりする者。直接苦情申し出者から相談を受けることも可。	8-5 条件・ 苦情体制
41	延長保育 (時間外保育)	通常の保育時間は8:30~16:30までの8時間を原則としている。それに加え、時間外保育として開所し、保育を行うこと 例：朝…7:00~8:30 夕…16:30~19:00	8-6 条件・ 特別保育
42	休日保育	日曜・祝日も開所し、保育を行うこと	8-6 条件・ 特別保育
43	一時預かり保育 (一時保育)	保育認定を受けた在所児ではなく、就労、通院、出産、リフレッシュ等、様々な理由で単発または、定期的に施設を利用する子どもに対して保育を行うこと。	8-6 条件・ 特別保育
44	指導研修担当者	保育の内容・運営全般・子どもや保護者とのかかわり・職員の研修等に対して助言・指導を行う専門職。市の施設長経験者も再任用職員として担当する。	8-7 条件・ 共同保育
45	第三者評価	福祉サービスの質の向上を図り、利用者へ良質で適切なサービスを提供することを目的に公正・中立な第三者機関が専門的且つ客観的な評価を行うこと。	8-8 条件・ 質の向上
46	三者協議会	移管先法人・当該施設保護者・市の担当により私立化に伴う諸事項について協議し、合意形成を図るとともに解決すべき事項について対処する機関	8-9 条件・ 質の向上
47	市役所担当部 こども部	・子どもに関する施策や取り組み全般を行う部 保育所私立化に関しては、こども部各課が連携し、保育所の私立化や日々の運営、子どもや保護者に関する相談や案内等を行い、子どもや保護者、各施設を支えていく。	その他
48	こども部関係各課① こども政策課	・主に子どもに関する施策（計画）全般や施設整備を担当。 保育所私立化に関しては、主管課（総合的に責任をもつ課）となり、私立化全般を支える。3期計画の策定・ガイドラインの策定・移管先法人選考・三者協議会・共同保育時の委託事業等を行う。	その他
49	こども部関係各課② こども保育課	・主に保育運営、保育指導、保育認定と入所等、日々子どもや保護者に直結する内容を担当。市立保育所職員も属する。 保育所私立化に関しては、私立化への引継ぎに関する当該施設や法人への指導、私立化後の運営に関する助言指導、法人への各補助金、転所や入所に関することなどを行う。	その他
50	こども部関係各課③ 他 課	・子育て支援課…児童手当や医療費助成、家庭支援、虐待関係などを担当 ・児童育成課…放課後児童会（学童保育）の整備、運営、入所などを担当 ・ひまわり発達相談センター…こどもの発達相談、支援全般を担当	その他